

## 制服等の基本方針について

### 【趣 旨】

「市販品から制服として着用する商品を選ぶ」方針を保護者に意向確認した結果をふまえ、制服等の取り扱いの基本方針(導入の可否、導入時期、選定方法)について、再度協議する。

### 1. これまでの経緯

#### 令和4年度

○9月8日

保護者や学校関係者を対象に『制服についての意見交換会』を開催。制服の導入可否、制服の種類について多様な意見が出される。

意見交換会参加者と、保護者・児童生徒を対象に、制服に関するアンケート調査を実施。

○10月19日

第6回整備検討委員会において、制服・運動服の取り扱いについて協議。

アンケート調査の結果、児童生徒、保護者とも約7割が『制服は必要』と回答したが、導入時期や導入するものの種類に一定の方向性が見いだされなかったことから、保護者や児童生徒の意見を尊重するため、再度意見聴取を行うこととする。

○3月中旬

桜島地域の小中学校の学校長に、令和5年度に学校活動の中で児童生徒に制服についての意見交換をする時間を設定するよう、また、PTA活動の中で保護者の制服等に対する意見まとめの機会を設けるよう依頼したが、対応困難とのことであったため、事務局が代表者に意見聴取する方針に変更する。

#### 令和5年度

○8月17日、8月26日

児童生徒と保護者の代表者に集ってもらい、制服についてのワークショップを開催。

児童生徒は「新しい制服が必要。ブレザータイプがいい。」といった意見が多く、保護者は「廉価な市販品(ユニクロやワークマン)を制服にしたい」といった意見が多かった。

○10月上旬

ワークショップに参加しなかった保護者の意見も確認するため、再度アンケート調査を実施。

約78%が「制服等の着用が必要」を選択。

制服を導入する場合の導入方法については、「市販品から制服として着用する商品を選ぶ(ユニクロやワークマンなど)」約40%で最も多かった。

○12月～3月

「市販品から制服として着用するもの選ぶ」という方針について、各学校のPTAを通じて保護者に意向確認を行った。

※意向確認の結果は、別紙「資料2-2」参照

## 2. 保護者への方針確認の結果

- 制服、体育服は必要。
- 制服は、市販品からの選定ではなく、新たな用品(上着など)を費用負担が重くならない範囲で作ってほしい。
- 現行の制服等の継続使用も可としてほしい。

## 3. 基本方針（事務局案）

- 新たに制服、標準服、体育服等を作成することとし、『(仮称)制服等ヒアリング会』を設置する。
- 制服等の作成にあたっては販売価格、購入手段、教育活動を考慮した仕様とする。
- 令和8年4月開校時の新1年生と新7年生を新しい制服等の購入対象とし、それ以外の学年は現行品を継続着用とすることで検討する。
- 現行品の継続着用を可とする期間は、開校後に学校長が判断する。

### (仮称) 制服等ヒアリング会

#### [位置づけ]

整備検討委員会において新校の制服等について協議するために必要な事項について、事前に意見を聴取する。

#### [役割]

制服等を準備する過程での事務局案に対し、保護者や教職員としての意見を述べる。

#### [構成]

桜島地域の小・中学校の保護者代表者、小・中学校の教員(教育委員会内の指導主事など)複数名で構成。

**【参 考】 今回の保護者意見を元にした、作成パターンのイメージ  
(具体的には、(仮称) 制服等ヒアリング会で協議する)**

[後期課程(中学校相当)]

■上着(ブレザー)

新たに**制服**として作成する。(シャツ等は各自で用意する)

■ボトムス(冬用・夏用のスカート、スラックスなど)

(案1)新たに**標準服**として作成し、希望者は購入する。

※標準服に準ずる色、デザインの市販品を購入し、着用することも可とする。

(案2)新たに**制服**として作成する。

■体育服及びジャージ(上下)

新たに学校指定用品として作成する。

[前期課程(小学生相当)]

■上着、ボトムス(冬用・夏用のスカート、スラックスなど)

(案1)新たに**標準服**として作成し、希望者は購入する。(シャツ等は各自で用意する)

(案2)東桜島小、桜峰小、桜洲小が指定している標準服のうち、今後も継続販売が可能と見込まれるものの中から選定する。

■体育服

新たに学校指定用品として作成する。

**【参考】**

『制服』の一般的な定義

学校や社会その他の団体などで、所属する人が着るように定められた服装。ユニホーム。

[出展:大辞林]

⇒やや拘束力が強い

『標準服』の一般的な定義

学校などの組織において、所属者が着用することが望ましいとされる服装。

[出展:実用日本語表現辞典]

⇒常時着用の義務はなく、推奨されるに留まるもの。類似として、特にこだわりはないが「お奨め」される「奨励服」もある。

#### 4. 今後の進め方（事務局案）

##### ●…（仮称）制服等ヒアリング会に意見聴取することを想定

<p>6年度 上半期</p>	<p>（仮称）制服作成ヒアリング会の設置 スケジュールの立案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●基本コンセプトの作成</li> <li>メーカー選定方法、選定基準等の決定</li> </ul>
<p>6年度 下半期</p>	<p>制服選定メーカーの公募 制服指定メーカーの選定審査会開催 ⇒審査会メンバーは整備検討委員会で今後決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●デザイン、素材等の検討</li> <li>●サンプル品の確認</li> </ul>
<p>7年度 上半期</p>	<p>児童生徒等への、サンプル品をもとにしたアンケート調査 アンケート調査結果の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●最終仕様の決定</li> <li>●販売価格、販売方法等の決定</li> </ul> <p>新制服等の発表 メーカー製造</p>
<p>7年度 下半期</p>	<p>保護者等への通知 販売</p>